

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第63号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉法施行細則（平成3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前								
<p>様式第25号の2（第15条の2関係）</p> <p>略</p> <p>（裏面）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="220 882 252 1335">申請する減免の種類</td><td data-bbox="252 882 778 1335">略 障害児施設等軽減に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、 障害児施設等軽減を申請します。 1 略 2 市町村民税非課税世帯に属する者 又は市町村民税課税世帯のうち世帯 の市町村民税所得割額の合計額が<u>16</u> 万円未満の者 3 及び 4 略</td></tr><tr><td></td><td data-bbox="252 1335 778 1346">略</td></tr></table> <p>いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。 （注1）及び（注2） 略</p> <p>略</p>	申請する減免の種類	略 障害児施設等軽減に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、 障害児施設等軽減を申請します。 1 略 2 市町村民税非課税世帯に属する者 又は市町村民税課税世帯のうち世帯 の市町村民税所得割額の合計額が <u>16</u> 万円未満の者 3 及び 4 略		略	<p>様式第25号の2（第15条の2関係）</p> <p>略</p> <p>（裏面）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="818 882 850 1335">申請する減免の種類</td><td data-bbox="850 882 1374 1335">略 障害児施設等軽減に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、 障害児施設等軽減を申請します。 1 略 2 市町村民税非課税世帯に属する者 又は市町村民税課税世帯のうち世帯 の市町村民税所得割額の合計額が<u>10</u> 万円未満の者 3 及び 4 略</td></tr><tr><td></td><td data-bbox="850 1335 1374 1346">略</td></tr></table> <p>いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。 （注1）及び（注2） 略</p> <p>略</p>	申請する減免の種類	略 障害児施設等軽減に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、 障害児施設等軽減を申請します。 1 略 2 市町村民税非課税世帯に属する者 又は市町村民税課税世帯のうち世帯 の市町村民税所得割額の合計額が <u>10</u> 万円未満の者 3 及び 4 略		略
申請する減免の種類	略 障害児施設等軽減に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、 障害児施設等軽減を申請します。 1 略 2 市町村民税非課税世帯に属する者 又は市町村民税課税世帯のうち世帯 の市町村民税所得割額の合計額が <u>16</u> 万円未満の者 3 及び 4 略								
	略								
申請する減免の種類	略 障害児施設等軽減に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、 障害児施設等軽減を申請します。 1 略 2 市町村民税非課税世帯に属する者 又は市町村民税課税世帯のうち世帯 の市町村民税所得割額の合計額が <u>10</u> 万円未満の者 3 及び 4 略								
	略								
<p>様式第25号の9（第15条の7関係）</p> <p>（表面）</p> <p>障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更申請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>次のとおり申請します。 申請年月日 年 月 日</p> <p>略</p>	<p>様式第25号の9（第15条の7関係）</p> <p>（表面）</p> <p>障害児施設給付費・特定入所障害児食費等給付費利用者負担額減額・免除等変更申請書</p> <p>職 氏名 様</p> <p>次のとおり申請します。 申請年月日 年 月 日</p> <p>略</p>								

変更申請する減免の種類	略
	<p>障害児施設等軽減に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、障害児施設等軽減（の変更）を申請します。</p> <p>1 略</p> <p>2 市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村民税課税世帯のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が16万円未満の者</p> <p>3 及び 4 略</p>
	略

（裏面）

略

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

（注1）及び（注2） 略

略

変更申請する減免の種類	略
	<p>障害児施設等軽減に関する認定 下記のいずれにも当てはまるため、障害児施設等軽減（の変更）を申請します。</p> <p>1 略</p> <p>2 市町村民税非課税世帯に属する者又は市町村民税課税世帯のうち世帯の市町村民税所得割額の合計額が10万円未満の者</p> <p>3 及び 4 略</p>
	略

（裏面）

略

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

（注1）及び（注2） 略

略

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 改正後の鳥取県児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）様式第25号の2を使用して行う新規則第15条の2の規定による手続及び新規則様式第25号の9を使用して行う新規則第15条の7の規定による手続は、この規則の施行前においても行うことができる。